

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和3年8月20日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

教育ICT推進支援業務委託（令和3年度下半期分）

(2) 業務内容

世田谷区教育委員会（以下、区教委という。）では、文部科学省のGIGAスクール構想や区の教育関連諸計画等を踏まえ、全区立小中学校90校の児童・生徒用及び教員用タブレット型情報端末（iPad、約52,000台）の配備及び、各学校への配備端末数の大幅増加を見据えた校内通信の高速化や各教室への無線アクセスポイントの設置等を令和2年度に実施した。

文部科学省においては、「GIGAスクール構想に基づき全国的に整備された端末、アカウント、教育用クラウドアプリ等の利活用が本格化し、授業はもとより休み時間や家庭学習等においても、児童生徒が日常的にクラウドサービスにアクセスすることが当たり前となりつつある状況等を踏まえ、学校現場ならではの特徴を考慮しつつ、GIGAスクール構想に適した情報セキュリティを確立する必要が高まった」ことから、各教育委員会・学校において最適な環境を整備する際の参考となる「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を令和3年5月に改訂し、公表した。

また、文部科学省では令和3年6月に「GIGA StuDx推進チームの取組について」を公表し、1人1台端末の利活用をスタートさせる全国の教育委員会・学校に対する支援活動を展開するため、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる1人1台端末の活用方法に関する優良事例や本格始動に向けた対応事例などの情報発信・共有を随時行っていく旨を公表した。

区教委では、このような状況や、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い変化し続ける社会情勢や新たなICTサービスの普及状況等を的確に見据え、教育ICT環境の運用改善や利便性向上の継続的な実施を通して児童・生徒の学びの機会や質をより多様で充実させるとともに、学校および教育委員会双方の業務効率化を図り、働き方改革を積極的に推進する必要がある。

以上を踏まえ、本件受託者は区教委及び各学校における教育ICT利活用推進及び教育ICT運用の見直し・改善等に関する以下の業務を実施すること。

区教委及び各学校における教育ICT推進支援

区立小中学校内ファイルサーバのクラウド環境移行支援

各種教育クラウドサービスアカウントの管理作業支援
次期統合型校務システム導入に向けた作業支援

(3) 履行期間

令和3年10月下旬頃から令和4年3月31日まで

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。

また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。

(3) 区の競争入札参加資格を有すること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。

なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

履歴事項全部証明書

税務署が発行する納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)

提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書(営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可)

財務諸表(過去2年間)

(4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 提案全体を通しての説得力、わかりやすさ(資料編集・提示能力の高さ)

(2) 各業務における実施手法の具体性、的確性、スケジュールの妥当性、区の負荷軽減に向けたアイデア等

(3) 本件業務プロジェクトマネジメント手法の妥当性

(4) 事業者及び業務責任者の実績、経歴、当該事業者のみ実現できる付加価値等

(5) 見積金額の妥当性

5 手続等

(1) 担当課

〒154-0016

東京都世田谷区世田谷4-21-27 区役所第二庁舎3階

世田谷区教育委員会事務局教育政策部教育ICT推進課

電話：03-5432-2970 ファクシミリ：03-5432-3028

- (2) 説明書 (実施要領、提案要求仕様書) の交付期間、場所及び方法
- | | |
|-----|--|
| 期 間 | 令和 3 年 8 月 2 0 日 (金) から 9 月 3 日 (金) まで
(土日祝日を除く。午前 9 ~ 午後 5 時まで) |
| 場 所 | 5 (1) に同じ。 |
| 方 法 | 希望者に無償配布する。(以下、区のホームページからダウンロード可)
目次から探す > 「子ども・教育・若者支援」 > 「教育委員会」 > 「教育委員会の概要」 > 「教育 I C T 推進支援業務委託 (令和 3 年度下半期分) 事業者を募集します」 |
- (3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法
- | | |
|-----|--|
| 期 限 | 令和 3 年 9 月 3 日 (金) 午後 5 時まで (必着) |
| 申込先 | 5 (1) に同じ。 |
| 方 法 | 別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名及び地方公共団体への導入実績等を明記のうえ、持参または電子メール により提出すること。(郵送不可) |
- (4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法
- | | |
|-----|--|
| 期 限 | 令和 3 年 1 0 月 1 日 (金) 午後 5 時まで (必着) |
| 場 所 | 5 (1) に同じ。 |
| 方 法 | 持参に限る。 |

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ
- (6) 費用負担
参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる事業者の費用については、区では一切負担しない。
- (7) 提出物の取り扱い
本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。
- (8) 透明性、公平性の確保
透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) については、世田谷区情報公開条例 (平成 1 3 年 3 月 1 3 日、世田谷区条例第 6 号) の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (9) 契約
事業者選定後、区と選定者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。
- (10) 詳細は説明書による。